

資料編

歴 代 消 防 長

旧 久留米市消防本部

代	氏 名	就 任 年 月 日	退 任 年 月 日
初代	池上 秀吉	昭和23. 3. 7	昭和32. 6. 5
二代	中村恵三郎	昭和32. 9. 2	昭和40. 5. 31
三代	和田 正人	昭和40. 6. 1	昭和43. 5. 2
四代	野村 金吾	昭和43. 6. 12	昭和51. 3. 31
五代	後藤 時也	昭和51. 4. 1	昭和57. 3. 31
六代	中島 主税	昭和57. 4. 14	昭和63. 3. 31
七代	家中 一興	昭和63. 4. 1	平成 6. 3. 31
八代	向 忠義	平成 6. 4. 1	平成 7. 3. 31
九代	石橋 郁朗	平成 7. 4. 1	平成11. 3. 31
十代	塚本 篤行	平成11. 4. 1	平成12. 3. 31
十一代	上野 敏彦	平成12. 4. 1	平成15. 3. 31
十二代	板谷 克之	平成15. 4. 1	平成19. 3. 31
十三代	野田 久雄	平成19. 4. 1	平成21. 3. 31

旧 福岡県南広域消防組合消防本部

代	氏 名	就 任 年 月 日	退 任 年 月 日
初代	徳岡肇一郎	昭和54. 10. 1	昭和55. 3. 31
二代	矢野 正道	昭和55. 4. 1	昭和60. 3. 31
三代	大熊 正剛	昭和60. 4. 1	昭和62. 3. 31
四代	南 徳雄	昭和62. 4. 1	平成 2. 3. 31
五代	宮崎 敬一	平成 2. 4. 1	平成 4. 3. 31
六代	安永 茂歳	平成 4. 4. 1	平成 7. 3. 31
七代	田中 政嗣	平成 7. 4. 1	平成12. 3. 31
八代	権藤 英資	平成12. 4. 1	平成14. 3. 31
九代	岩橋 勝幸	平成14. 4. 1	平成21. 3. 31

久留米広域消防本部

代	氏 名	就 任 年 月 日	退 任 年 月 日
初代	野田 久雄	平成21. 4. 1	平成22. 3. 31
二代	岩橋 勝幸	平成22. 4. 1	平成24. 3. 31
三代	福田 義宜	平成24. 4. 1	平成27. 3. 31
四代	牟田 誠治	平成27. 4. 1	平成29. 3. 31
五代	井上 秀敏	平成29. 4. 1	平成31. 3. 31
六代	秋吉 弘章	平成31. 4. 1	現在に至る

久留米市消防本部沿革

年月	概要
M 2 2 . 4	久留米市制施行
2 4 . 7	久留米市消防組規約制定 6 組編成し、筒竜吐水台新調購入し各 1 台配置する。
2 7 . 2	勅令第 15 号消防組規則公布
2 7 . 1 0	県告示第 8 号により旧消防組を新組織に改組、組員 370 名 6 部編成
3 2 . 2	消防組規則施行細則改正 当市消防組員に対して初めての被服が支給される。 当市消防組発足以来初めて自衛消防隊結成される。（鐘紡久留米支社）
T 6 . 1 1	三潞郡鳥飼村合併により当市消防組は 9 部編成となる。
7 . 2	久留米市消防議会結成される。（目的：消防事業の発達、警火思想の涵養、組員の功 労表彰、組員及びその遺族の弔慰等）
1 2 . 6	県告示第 441 号を以って新たに消防本部を設置
1 2 . 8	三井郡櫛原村合併の結果、県告示第 677 号により消防組本部他 11 部制とし定員 601 名となる。
1 3 . 8	女子消防組を組織し、組員 80 名を以って 2 部編成とする。
1 3 . 1 1	三井郡国分村合併の結果、県告示第 790 号を以って消防組本部他 15 部制とし、定員 872 名となる。
S 4 . 1	県告示第 52 号により消防組本部他 15 部制とし定員 614 名となる。
4 . 1 1	久留米市上水道敷設
6 . 4	県告示第 406 号により定員 527 名となり副組頭制度が設けられる。
9 . 1 2	県告示第 1321 号により消防組本部他 10 部、定員 478 名となる。
1 3 . 4	消防組本部を解散し、新に常備消防本部設置（自動車ポンプ 2 台、人員 29 名にて発 足）
1 4 . 4	消防組は警防団に改組される。（久留米市警防団結成）
1 8 . 1 0	三井郡御井村合併
2 0 . 8	久留米市空爆受ける。（焼失戸数 4,506 戸、罹災者数 20,023 名、死者 118 名）
2 2 . 4	勅令第 18 号により、消防団令公布
2 2 . 1 0	常備消防本部解消
2 2 . 1 0	官設久留米消防署設置（自動車ポンプ 6 台、人員 62 名にて発足）
2 2 . 1 0	久留米市消防団結成（12 ヶ分団定員 620 名）
2 2 . 1 0	梅満町派出所開所
2 2 . 1 2	御井町派出所開所
2 3 . 1	梅満町派出所閉鎖
2 3 . 3	法律第 226 号消防組織法施行
2 3 . 3	久留米市消防本部並びに久留米市消防署開設
2 3 . 3	政令第 59 号消防団令公布
2 3 . 5	大石町派出所開所
2 3 . 7	消防法公布
2 4 . 5	消防団 1 ヶ分団増設し、13 ヶ分団となる。
2 6 . 3	消防団に対し、竿頭綬が授与される。
2 6 . 4	三井郡の山川・合川・上津荒木村 3 ヶ所合併（消防分団 16 ヶ所、団員数 820 名）

年月	概要
26. 6	三井郡高良内村合併（消防分団 17 ヶ分団、団員数 870 名となる）
26. 9	消防本部庁舎完成、移転並びに消防長公舎建築竣工
27. 1	発信専用電話設置
28. 6	久留米地域未曾有の大水害発生（筑後川堤防決壊）
29. 3	当市消防本部並びに消防団に対し、総合消防力の強化拡充により国家消防本部より表彰旗が授与される。
29. 5	当市水害一周年記念日に水難救助用鉄舟競漕に優勝旗一流授与される。
29. 10	市庁舎屋上に消防信号用 10 馬力モーターサイレン取付（既在望楼に更に望楼室を増築竣工）
31. 4	久留米市危険物安全協会設立（S35.9 久留米市石油防災協会と改称）
31. 8	消防専用無線局開局（電話）（中短波）
33. 7	久留米市一般危険物防災協会設立
33. 9	三井郡宮ノ陣村、山本両村と合併（消防分団 19 ヶ分団、団員数 772 名となる）
34. 5	大石町派出所閉鎖
34. 5	御井町派出所閉鎖
34. 5	東出張所開所（自動車ポンプ 2 台配置、人員 20 名配置）
34. 8	久留米市塗料防災協会設立
35. 7	三井郡草野町と合併（消防分団 20 ヶ分団、団員数 810 名となる）
35. 8	久留米市危険物安全協会設立（石油、一般危険物、塗料の 3 防災協会による）
36. 4	消防団員定数条例改正により消防団員 668 名となる。
37. 6	消防レンジャー部隊発足（隊員 26 名）
38. 10	消防庁舎完成移転（市庁舎併設）
38. 10	消防通信施設を強化し、一斉指令付共電式交換機を新設
39. 7	天神町派出所閉鎖
39. 7	南出張所開所（自動車ポンプ 2 台配置、人員 19 名配置）
40. 4	南出張所に救急隊を新設
40. 12	スノーケル車購入、本署に配置
41. 3	超短波無線局を併設し、消防通信の強化を図る。（基地局 1、移動局 7、携帯局 2）
42. 2	三潁郡筑邦町と合併
42. 4	三井郡善導寺町と合併（消防分団 25 ヶ分団、団員数 769 名となる）
42. 4	消防職員数 132 名となる。
42. 4	大善寺派出所（仮称）開所
42. 9	久留米消防設備士会設立
43. 4	大善寺派出所閉所、西出張所開設（ポンプ車 2 台、人員 15 名配置）
44. 7	「市民防火の日」設定、毎月 25 日を市民防火の日と定め、市民に対する防火思想の普及徹底を図る。
45. 4	監視用テレビを本署に設置（10 馬力サイレンも商工会館屋上に移設）
46. 4	救助隊発足
46. 6	久留米広域市町村圏において広域消防発足のため、関係市町（小郡市、大刀洗町、北野町、浮羽町、吉井町、田主丸町、三潁町、城島町、大木町）が政令指定を受け、久留米市に事務委託する準備に入る。
46. 11	上記 1 市 8 町により久留米地区広域消防組合を設立し、第 1 回組合会議において消

年月	概要
	防事務（消防施設、職員採用を除く）を久留米市に委託することを議決した。
46. 1 2	12月久留米市定例議会上記消防の委託事務を受託する旨議決、消防事務委託に関する規約が成立し昭和47年1月1日から施行することになった。
47. 4	消防職員数196名（うち60名は広域組合からの派遣職員）となる。
47. 4	久留米市灯油防災協会が設立され久留米市危険物安全協会に加盟する。
47. 8	三井消防署開設（ポンプ車2台、救急車1台、指令車1台、人員17名）
47. 8	浮羽 〃 （ 〃 ）
47. 1 1	三潁 〃 （ 〃 ）
47. 1 2	32mはしご車購入（久留米市消防署に配置）
48. 1	消防職員数217名（うち81名は広域組合からの派遣職員）となる。
48. 4	消防職員数232名（うち94名は広域組合からの派遣職員）となる。
48. 5	浮羽出張所開所（ポンプ車1台、救急車1台、人員13名）
48. 1 1	東出張所に救急隊を新設（19名となる）
48. 1 2	消防職員数236名（うち98名は広域組合からの派遣職員）となる。
48. 1 2	三井出張所開所（ポンプ車1台、救急車1台、人員13名）
49. 4	潜水救助器具を購入し、救助隊の強化を図る。
49. 5	西国分校区婦人防火クラブ設立
49. 1 0	善導寺校区婦人防火クラブ設立
49. 1 1	40mはしご車購入（久留米市消防署に配置）
49. 1 2	消防職員数238名（うち98名は広域組合からの派遣職員、久留米市消防職員140名）となる。
50. 3	日吉校区婦人防火クラブ設立
50. 6	南薫校区婦人防火クラブ設立
50. 1 1	消防本部・消防署庁舎（通信指令室・訓練場兼会議室・車庫）増築竣工、旧通信施設を消防・救急指令台・自動交換機に大幅更新、復信式救急無線設備を新設
50. 1 1	青峰校区婦人防火クラブ設立
50. 1 1	高良内校区婦人防火クラブ設立
52. 7	南校区婦人防火クラブ設立
52. 7	上津校区婦人防火クラブ設立
52. 9	合川校区婦人防火クラブ設立
52. 1 0	草野校区婦人防火クラブ設立
52. 1 0	西出張所に救急分隊（1ヶ分隊）新設
52. 1 1	御井校区婦人防火クラブ設立
52. 1 2	金丸校区婦人防火クラブ設立
53. 3	救助工作車購入（久留米市消防署に配置）
53. 3	自治体消防発足30周年記念事業として中央公園内に「消防の森」建設
53. 3	山川校区婦人防火クラブ設立
53. 4	東国分校区婦人防火クラブ設立
53. 7	安武校区婦人防火クラブ設立
53. 7	京町校区婦人防火クラブ設立
54. 3	化学車購入（東出張所に配置）
54. 3	消防記念誌「消防のあしあと」発刊

年月	概要
5 4.	6 消防音楽隊発足
5 4.	7 宮ノ陣校区婦人防火クラブ設立
5 4.	8 荘島校区婦人防火クラブ設立
5 4.	8 山本校区婦人防火クラブ設立
5 4.	1 0 職員定数 152 名となる。久留米地区広域消防組合分離独立
5 4.	1 1 鳥飼校区婦人防火クラブ設立
5 4.	1 1 ポンプ車購入（南出張所に配置）
5 4.	1 2 大橋校区婦人防火クラブ設立
5 4.	1 2 小森野校区婦人防火クラブ設立
5 5.	1 消防出初式にて消防音楽隊公式初演奏
5 5.	7 篠山校区婦人防火クラブ設立
5 5.	9 久留米市婦人防火クラブ連合会設立
5 6.	4 善導寺派出所開設（ポンプ車 1 台、救急車 1 台、人員 11 名配置）
5 7.	3 大型タンク車購入（本署に配置）
5 7.	4 消防団津福校区に 1 ヶ分団増設（消防分団 26 ヶ分団、団員数 799 名となる）
5 8.	4 久留米市危険物安全協会を久留米市防災協会連合会に名称変更
5 8.	1 1 久留米市幼年消防クラブ設立
5 8.	1 2 荒木校区婦人防火クラブ設立
5 9.	4 L P ガス販売組合が灯油防災協会へ入会し、久留米市灯油 L P ガス防災協会を設立
5 9.	4 長門石校区婦人防火クラブ設立
6 1.	1 善導寺派出所を善導寺出張所に拡充
6 2.	3 久留米地区広域消防組合への職員派遣を解く。
6 2.	6 消防・救急通信施設（第 1 期分）完成
6 3.	2 東出張所用地取得（東合川 7 丁目）1, 329. 75 m ²
6 3.	4 「市民防火の日」を毎月 9 日に変更
6 3.	7 久留米市少年婦人防火委員会設立
6 3.	1 2 大善寺校区婦人防火クラブ設立
H	1. 3 新東出張所（庁舎及び訓練塔）完成
	1. 4 福岡県消防学校へ職員派遣（1 名）（H1. 4. 1～H2. 3. 31）
	1. 1 2 津福校区婦人防火クラブ設立
	2. 3 消防団第 14 分団格納庫新築（移転）
	3. 3 消防・救急通信施設（第 2 期分）完成
	3. 4 職員定数 164 名となる。
	3. 1 1 ヘリコプター用資機材購入
	4. 7 久留米市婦人防火クラブ連合会消防庁長官表彰受賞（安全功労者表彰）
	4. 1 0 はしご付消防ポンプ自動車（15m級）購入（本署に配置）
	5. 3 消防団第 22 分団格納庫新築
	5. 4 福岡県消防学校へ職員派遣（1 名）（H5. 4. 1～H7. 3. 31）
	5. 4 消防署に課及び方面隊を設置
	6. 4 女性消防団員が誕生する。
	6. 1 0 新消防本部・署庁舎（防災センター併設）完成

年月	概要
7.	3 消防団第7分団格納庫新築
7.	9 緊急消防援助隊登録
8.	3 日吉町（三本松公園内）に耐震性貯水槽（100 t 級）設置
8.	4 職員定数 172 名となる。
8.	4 消防署に警防指導課を新設
8.	1 2 救急救命士の誕生
9.	2 高規格救急自動車購入（本署）
9.	3 南出張所用地取得（1,330 m ² ）
10.	1 小頭町（小頭町公園内）に耐震性貯水槽（100 t 級）設置（2 基目）
10.	2 消防団第10分団格納庫新築
10.	4 女性消防吏員の誕生
10.	7 新南出張所完成
10.	10 第16回全国消防操法大会優勝（ポンプ車の部、消防団）
10.	11 自治体消防50周年式典開催
11.	2 高規格救急自動車購入（南出張所）
11.	4 消防本部、消防署組織改正を行う。
11.	11 東町（東町公園内）に耐震性貯水槽（100 t 級）設置（3 基目）
12.	3 消防本部、消防防災情報ホームページ開設
12.	3 消防団第2分団格納庫新築
12.	1 2 消防団第3分団格納庫新築
13.	1 救急普及啓発広報車受納
13.	2 高規格救急自動車購入（東出張所）
13.	3 通信施設更新（消防緊急通信指令システム）
13.	4 職員定数 180 名となる。
13.	9 消防音楽隊20周年記念演奏会開催
13.	11 蛭川町（蛭川公園内）に耐震性貯水槽（100 t 級）設置（4 基目）
14.	2 救助工作車Ⅲ型購入（東出張所）
14.	2 消防団第4分団格納庫新築
14.	3 善導寺出張所のサイレン移設
14.	1 1 消防団第20分団格納庫新築
14.	1 2 荘島町（荘島公園内）に耐震性貯水槽（100 t 級）設置（5 基目）
15.	2 高規格救急自動車購入（西出張所）
16.	2 消防団第15分団格納庫新築
16.	8 久留米市、大川市及び福岡県南広域消防組合により、常備消防体制の広域化に関する事項等を協議することを目的とする久留米広域消防検討委員会を設置する。
16.	1 1 新西出張所完成
17.	1 久留米市の合併に向け、合併協定項目調整方針に従い、従前の福岡県南広域消防組合消防本部との応援協定を見直し、新たに応援協定を締結する。
17.	2 浮羽郡田主丸町、三井郡北野町、三潞郡城島町、三潞郡三潞町と合併（旧4町の区域の常備消防体制については、引き続き福岡県南広域消防組合に加入となる。消防団体制については、5消防団、44分団、団員定数1587名となる。）
17.	3 高規格救急自動車購入（善導寺出張所）

年月	概要
17.	3 久留米市消防団第1分団格納庫新築
17.	4 職員定数194名となる。
17.	4 5消防団の久留米支部統一
17.	4 福岡県南広域消防組合消防本部との職員人事交流(2年間)を行う。
17.	4 救急隊6隊体制による運用開始
17.	11 女性救急救命士の誕生
17.	11 津福本町(津福公園内)に耐震性貯水槽(100t級)設置(6基目)
18.	2 災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車購入(東出張所)
18.	2 久留米市消防団が日本消防協会「特別表彰まとい」を受章
18.	3 久留米市消防団第25分団格納庫新築
18.	4 消防本部、消防署組織改正を行い、消防本部に情報指令課を新設する。
19.	2 久留米市消防団第19分団格納庫新築
19.	3 善導寺出張所車庫完成
19.	4 職員定数202名となる。
19.	4 福岡県南広域消防組合消防本部と事務委託方式による消防緊急通信指令業務の共同運用を開始する。
19.	4 災害情報メール配信システム・メール119緊急通報システムの運用開始
19.	4 特別救助隊発足
19.	12 消防用緊急自動車(警防号)受納
20.	1 高規格救急車受納
20.	3 久留米市消防団第6分団格納庫(日吉小学校屋内運動場等複合施設)新築
20.	3 西町(西町公園内)に耐震性貯水槽(100t級)設置(7基目)
20.	9 査察車受納
20.	11 自治体消防60周年記念防災イベント開催
21.	3 久留米市消防本部解散

福岡県南広域消防組合消防本部沿革

年月	概要
S45.	7 広域市町村圏振興整備措置要綱に基づく久留米広域市町村圏の設定がなされた。
45.	10 久留米市・大川市・吉井町・田主丸町・浮羽町・北野町・小郡町・大刀洗町・城島町・大木町・三潁町の2市9町をもって久留米広域市町村圏事務組合を設立し、自主的振興計画を樹立することになる。
46.	11 久留米広域市町村圏基本計画に基づき、広域的防災体制の確立を図るため、常備消防を持たない小郡町外8町で、久留米地区広域消防組合の設立を申請、同日県知事より設置許可 第1回消防組合議会を開催し、消防事務の一部を久留米市に委託するための「消防事務の委託に関する規約」及び関係条例等を議決
47.	1 「消防事務の委託に関する規約」が施行され、小郡町外8町管内における予防警防

年月	概要
	事務が久留米市において執行開始される。
47. 3	水槽付消防ポンプ自動車3台、救急自動車3台、指令車3台、消防用超短波無線電話装置(基地局1、移動局9)を購入整備、昭和47.4.1消防職員60名を採用する。
47. 6	浮羽・三井・三潁各消防署に配置する職員を発令し、久留米市消防局内に仮事務所を置き、それぞれの管内における予防事務管内調査、開庁準備事務開始
47. 8	浮羽・三井消防署庁舎落成及び開庁式を挙行、それぞれ下記人員及び機械を配置して業務開始 職員数 署長以下17名 機械台数 水槽付消防ポンプ自動車1台、救急自動車1台、指令車1台 三潁消防署仮庁舎を三潁郡大木町旧役場庁舎跡に置き、署長以下17名を配置して現地業務開始
47. 11	三潁消防署庁舎落成及び開庁式を挙行、仮庁舎より移転する。 職員数 署長以下17名 機械台数 水槽付消防ポンプ自動車1台、救急自動車1台、指令車1台
47. 12	浮羽・三井出張所要員として消防職員22名を採用、職員数合計82名となる。森田式中型消防ポンプ自動車3台を購入して、三井消防署に2台三潁消防署に1台を配置する。
48. 3	浮羽消防署長公舎落成 いちはら式中型消防ポンプ自動車2台を購入して、浮羽消防署に配置する。
48. 4	浮羽・三井各本署及び出張所要員として、消防職員12名を採用職員数合計94名となる。
48. 5	浮羽出張所庁舎落成及び開庁式挙行 職員数所長以下13名、中型消防ポンプ自動車1台を配置する。
48. 9	福岡県共済農業協同組合連合会及び浮羽ライオンズクラブ助成による救急自動車2台を購入、浮羽・三井出張所用としてそれぞれ配置する。
48. 12	三潁消防署要員として消防職員4名を採用、職員定数98名となる。 三井出張所庁舎落成及び開庁式挙行 職員数 所長以下13名、中型消防ポンプ自動車1台及び救急自動車1台を配置する。
49. 4	地元出身代議士檜橋進氏より消防用連絡車(自動二輪車)5台の寄贈を受け、浮羽・三井・三潁各署所にそれぞれ1台ずつ配置する。
50. 3	三潁消防署長公舎落成
50. 11	組合議会全員協議会開催、消防事務の委託を解除して自主運営に切替えるとの組合側の基本方針を協議決定
51. 1	浮羽ライオンズクラブより救助器具積載自動車1台の寄贈を受け、浮羽消防署に配置する。
52. 2	組合議会定例会において、委託解除の時期は昭和53年4月を目標とし、執行部に久留米市との話し合いをするよう要望する。

年月	概要
5 2. 5	小郡ライオンズクラブより指令車 1 台の寄贈を受け、三井消防署に配置する。
5 2. 7	消防専門委員会（関係市町助役で組織）を設立し、消防事務委託解除及び組合財政問題について検討を始める。
5 2. 9	組合議会全員協議会を開催、久留米市に対し事務委託解除に関する要望書を提出することとし、その内容を協議決定する。
5 2. 1 0	組合代表（正副組合長及び正副議会議長）が久留米市長と会談し、事務委託解除について基本的に了解を得、以後双方において事務的折衝が進められることになった。
5 2. 1 1	第 2 回消防専門委員会開催、委託解除に伴う消防本部の設置、職員の身分、給与その他具体的問題について検討する。 日本損害保険協会より小都市に消防ポンプ自動車 1 台の寄贈を受け、三井消防署に配置する。
5 2. 1 2	組合議会全員協議会開催、組合長より委託解除に関する準備事務の経過報告ののち、具体的諸問題は担当課長及び助役会で検討するよう付託する。
5 3. 1	第 3 回専門委員会開催、委託解除後の消防体制等について執行部案を検討、同意する。
5 3. 2	組合議会全員協議会開催、委託解除の時期について昭和 53 年 4 月を目標としていたが無線免許の関係で延期することを了承確認
5 3. 8	浮羽町浮羽外科病院より救急自動車（2B 型）1 台の寄贈を受け、浮羽出張所に配置
5 4. 1	日本自動車工業会より救急自動車（2B 型）1 台の寄贈を受け三井消防署に配置する。
5 4. 2	組合議会定例会において、委託解除に伴う消防本部及び消防署設置条例、火災予防条例その他関係条例 8 件を議決 小型動力ポンプ積載自動車 1 台を購入して、浮羽消防署に配置する。
5 4. 3	三井・浮羽消防署にそれぞれ簡易車庫増設 三井・浮羽・三潁各消防署の通信指令業務の合理化を図るため大興電機製作所による一斉通報装置を整備する。
5 4. 7	54 年第 2 回組合議会において、「消防事務の委託に関する規約を廃止する規約」を議決（施行期日を 3 ヶ月以内とする。）
5 4. 8	組合構成市町議会の議決を経て、事務委託廃止に伴う組合格約の一部変更許可申請を福岡県知事あて提出する。
5 4. 9	54 地行第 280 号をもって同上規約変更が許可される。 組合消防自主運営のため、三井・三潁消防署に新たに無線基地局を設置、従来の浮羽基地局及び各署移動局を統合して組合独自の無線業務を開始する。
5 4. 1 0	久留米市への消防事務委託を廃止し、派遣中の消防職員 98 名を引取り、本部要員 3 名を増員して 1 本部 3 署 2 出張所の体制（職員定数 101 名）で自主運営による消防業務を開始する。
5 4. 1 1	無線連絡車 4 台を購入して、本部及び三井・浮羽・三潁各消防署に 1 台ずつ配置するとともに小型乗用車 1 台を購入して、本部に配置する。
5 5. 2	職員定数 2 名を増員し、消防職員定数 103 名となる。
5 5. 3	三井・浮羽・三潁各消防署及び構成市町の消防用サイレン（有線操作）を無線操作

年月	概要
	装置に切替える。
5 5 . 7	三井消防署に高圧空気充てん室を設置する。
5 5 . 1 0	福岡県共済農業協同組合連合会より消防用指令車 1 台の寄贈を受け、浮羽消防署に配置する。
5 5 . 1 1	浮羽ロータリークラブより消防広報車 1 台の寄贈を受け、浮羽消防署に配置する。 吉井町奥村精神神経科病院より中型消防ポンプ自動車 1 台の寄贈を受け、浮羽消防署に配置する。
5 6 . 3	三漕消防署簡易車庫増設 三漕消防署訓練場拡張用地購入整備 (995 m ²) 浮羽出張所訓練場拡張用地を購入整備 (2,339 m ²) 訓練塔設置 (鉄骨造 3 階建 17.5 m ²)
5 6 . 6	小型乗用車 1 台を購入して、消防本部に配置する。
5 6 . 9	組合発足 10 周年記念式典を挙る
5 7 . 3	三井・浮羽・三漕消防署の通信指令業務の充実を図るため、一斉通報装置を増設する。 三井・三漕各消防署に非常用自家発電装置を設置
5 7 . 9	小郡市嶋田病院より自動ホース洗浄機 1 台の寄贈を受け、三井消防署に配置する。
5 8 . 2	職員定数 6 名を増員し、消防職員定数 109 名となる。
5 8 . 3	福岡県農業協同組合連合会より、消防用広報車 1 台の寄贈を受け三漕消防署に配置する。 三井消防署に簡易車庫増設 三漕消防署訓練場拡張用地購入整備 (2,012 m ²) 三井出張所訓練場拡張用地購入整備 (4,414 m ²)
5 8 . 4	人員輸送車 (29 人乗) を購入して、消防本部に配置する。
5 8 . 7	消防本部庁舎建設用地購入 (1,673 m ²)
5 9 . 3	消防長の階級を消防監から消防正監に改める。
5 9 . 3	連絡車 1 台を購入して三井消防署に配置する。 三井消防署三国出張所 (仮称) 用地購入 (3,314.4 m ²) する。 小型動力ポンプ積載自動車 1 台を購入して、三井消防署に配置する。
5 9 . 1 2	三井消防署三井出張所庁舎を増改築 (会議室等設置 135.27 m ² 増)
6 0 . 1	組合名称を「久留米地区広域消防組合」から「福岡県南広域消防組合」に変更するための組合同規約一部変更申請書を福岡県知事あて提出する。 59 地行第 691 号をもって同上規約変更が許可される。 連絡車 1 台を購入して、消防本部に配置する。
6 0 . 6	水難救助用ボートを 3 隻購入して、三井・浮羽・三漕各消防署にそれぞれ 1 隻を配置する。
6 0 . 9	浮羽消防署浮羽出張所庁舎を増改築 (会議室等を増築 66.86 m ² 増) する。
6 0 . 1 1	三漕消防署訓練場用地 (2,536 m ²) を購入する。

年月	概要
6 1. 2	職員定数条例を改正（8名増員）し、職員定数 117 名となる。
6 1. 3	小型動力ポンプ積載自動車 1 台を購入して、浮羽消防署に配置する。
6 2. 1	貨物自動車（資材運搬車）を購入して、消防本部に配置する。 組合事務局及び消防本部の所在地を「久留米市荒木町白口 55 番地」から「久留米市山川町 2828 番地 1」に変更するための組合規約一部変更申請書を福岡県知事あて提出する。 消防本部庁舎完工（鉄筋コンクリート造 2 階建、敷地面積 1,673 m ² 建築面積 564.4 m ² 、延床面積 934.2 m ² ）
6 2. 2	61 地行第 308 号をもって規約変更許可される。 消防本部庁舎竣工式を挙げる。 組合議会全員協議会にて組合章（シンボルマーク）を制定する。
6 2. 3	久留米市との「消防職員の相互派遣協定」を解除する。
6 2. 5	三漕地区防災協会より消防広報車 1 台の寄贈を受け、三漕消防署に配置する。
6 2. 1 0	国庫補助による 15m 級はしご付消防ポンプ自動車を購入し三井消防署に配置する。
6 2. 1 1	三井消防署の救急無線基地局及び移動局を複信式とする。
6 2. 1 2	三井消防署本署庁舎を増改築（事務所、車庫等 285.9 m ² 増）する。 日本損害保険協会より、救急自動車 1 台の寄贈を受け、三井消防署に配置する。
6 3. 1	久留米市東部地域の住居表示変更に伴い、組合事務局及び消防本部の所在地「久留米市山川町 2828 番地 1」を「久留米市山川杵形町 3 番 15 号」に変更するための組合規約の一部変更申請書を福岡県知事あて提出する。
6 3. 2	62 地行第 418 号をもって規約変更許可される。
6 3. 3	三井消防署に救助工作車を配置する。 浮羽消防署訓練場用地（819.9 m ² ）を購入する。
6 3. 1 0	浮羽消防署本署庁舎を増改築（事務所、車庫等 295.6 m ² 増）する。
6 3. 1 0	三井消防署三国出張所開庁式を挙げる（敷地面積 3,314.4 m ² 、鉄骨造 2 階建延べ面積 378.5 m ² ）する。
6 3. 1 1	三井消防署三国出張所完成 職員数 所長以下 7 名、消防ポンプ自動車 1 台及び救急自動車 1 台を配置する。 浮羽消防署の救急無線基地局及び移動局を複信式とする。
H 1. 1	浮羽消防署に電動ホースカー付消防ポンプ自動車（CD-I）を配置する。
1. 2	職員定数条例を改正（6名増員）し、職員定数 123 名となる。
1. 3	浮羽消防署に救助工作車を配置する。 三井消防署三国出張所に水槽付ポンプ自動車（水-I A）を配置する。
1. 1 2	日本防火協会より、防火広報車の寄贈を受け、浮羽消防署に配置する。 三漕消防署庁舎増改築（事務所、車庫等 327.58 m ² ）する。
2. 3	三漕消防署に救助工作車を配置する。 消防本部、財務会計・人事管理・給与計算の電算処理を開始する。
3. 2	職員定数条例を改正し、職員定数 123 名から 133 名とする。

年月	概要
3. 3	三井消防署消防緊急情報システムを更新する。
3. 10	国庫補助による15m級はしご付消防ポンプ自動車を購入し浮羽消防署に配置する。
4. 2	平成3年9月27日福岡県下を襲った台風19号の災害活動に対し、福岡県知事防災功労者表彰を受賞する。
4. 3	浮羽・三潁消防署の消防緊急通信指令施設を更新する。
4. 8	平成3年9月27日福岡県下を襲った台風19号の災害活動に対し、消防庁長官防災功労者表彰を受賞する。
4. 11	応急処置拡大に伴い「9項目資機材」を積載した2B型救急車を購入して三井消防署に配置する。
4. 12	全消防署、全出張所の非常用自家発電設備を更新、新設する。 消防無線の充実のため全基地局、全移動局に第2市町村波を増波する。
5. 2	県費補助による林野火災空中消火用バケットを購入して、浮羽消防署に配置する。
5. 4	4週8休制を導入する。
5. 10	救急救命東京研修所に職員1名を入所させる。
5. 11	日本防火協会より、優良市町村幼年婦人防火委員会表彰を受賞する。
6. 2	職員定数条例を改正（15名増員）し、職員定数148名となる。
6. 3	三井消防署三井出張所訓練場用地（3,572 m ² ）を購入する。
6. 4	救急救命士誕生する。
6. 9	県知事より、救急医療功労者表彰を受賞する。 9項目資機材を積載した2B型救急車を購入して、三潁消防署に配置する。
6. 11	9項目資機材を積載した2B型救急車を購入して、浮羽消防署に配置する。
7. 3	株式会社田中チェーンより救急車1台寄贈を受け、9項目の資機材を積載し、三井消防署に配置する。
7. 3	浮羽消防署の消防団緊急伝達システム（アンサーバック方式）を更新する。
7. 7	阪神・淡路大震災の消防応援に対し、消防庁長官から感謝状を受賞する。
7. 9	緊急消防援助隊に救急隊として登録される。
7. 9	三潁消防署の消防団緊急伝達システム（アンサーバック方式）を更新する。
8. 1	三井消防署にて救急救命士による高規格救急車の運用を開始する。
8. 2	J A福岡共済連より救急車1台の寄贈を受け、浮羽消防署に配置する。
8. 8	消防組織法に基づく消防職員委員会制度が発足する。
8. 9	三井消防署の消防団緊急伝達システム（アンサーバック方式）を更新する。
8. 10	浮羽消防署にて救急救命士による高規格救急車の運用を開始する。
9. 1	9項目資機材を積載した2B型救急車を購入して、三井消防署三国出張所に配置する消防無線の充実を図るため全国共通2波・3波を増波する。
9. 2	職員定数条例を改正（4名増員）し、職員定数162名となる。
9. 5	三潁地区防災協会より、防火広報車1台の寄贈を受け、三潁消防署に配置する。
9. 11	浮羽町大栄製作所より、防火広報車1台の寄贈を受け、浮羽消防署に配置する。
10. 2	三潁消防署にて救急救命士による高規格救急車の運用を開始する。

年月	概要
10. 4	全救急車に携帯電話を配置する。
10. 9	災害時の救護活動等に使用するエアータントを浮羽消防署に配置する。
11. 3	消防庁長官より、消防功労者表彰竿頭綬を受賞する。 救急隊員研修の充実を図るため、高度救急処置シミュレーターを消防本部に配置する。
11. 7	災害時の救護活動等に使用するエアータントを三井消防署及び三瀧消防署に配置する。
11. 10	組織機構改革に伴い、消防署に課制を導入する。
12. 2	三井消防署にクレーン等をフル装備した救助工作車（Ⅱ型）を配置する。
13. 3	県道拡幅工事に伴い、三井消防署三井出張所庁舎を同敷地内に移転・新築し、落成式を挙げる。（13.2.28 竣工） 「鉄筋コンクリート造一部鉄骨 2 階建・（訓練塔部分 3 階建）、 延べ面積 1,014.92 m ² 」
13. 4	高度情報通信社会に対応するため、消防本部及び三井・浮羽・三瀧各消防署にインターネットを整備する。
14. 6	高度情報及び IT 化推進計画に基づき、消防本部及び各署所にパソコンを増設し、庁内 LAN を整備する。
14. 8	制服・作業服等を国の基準に基づき一新し、エンブレムを作製する。
15. 4	三井消防署三井出張所にて救急救命士による高規格救急車の運用を開始する。
16. 2	職員定数条例を改正（16 名増員）し、職員定数 178 名となる。
16. 12	浮羽消防署浮羽出張所にて救急救命士による高規格救急車の運用を開始する。
17. 2	浮羽郡田主丸町、三井郡北野町、三瀧郡城島町及び三瀧町が久留米市に編入合併し、この 4 町区域に限り久留米市が新たに組合に加入する。
17. 3	浮羽郡吉井町と浮羽町が合併して「うきは市」となり、新たに組合に加入する。
18. 2	国庫補助による災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車（30m級）を購入し、三井消防署に配置する。
18. 12	三井消防署三国出張所にて救急救命士による高規格救急車の運用を開始する。
19. 4	「福岡県南広域消防組合と久留米市との間における消防緊急通信指令業務に関する事務の委託に関する規約」により、久留米市消防本部にて消防緊急通信指令業務の共同運用を開始する。 「消防緊急通信指令業務委託に係る職員の派遣に関する協定書」により、久留米市消防本部情報指令課へ職員 8 名を派遣する。
19. 5	三瀧地区防災協会より、防火広報車 1 台の寄贈を受け、三瀧消防署に配置する。
19. 8	各消防署の気象観測装置を更新する。
19. 11	三井・小郡地区防災協会より、防火広報車 1 台の寄贈を受け、三井消防署に配置する。
20. 2	浮羽消防署本署庁舎を増築（車庫 88.82 m ² 増）する。
20. 3	小郡市より広報車 1 台の無償譲渡を受け、三井消防署に配置する。 小型動力ポンプ付大型水槽車（9 t 水槽）を購入し、浮羽消防署に配置する。

年月	概要
20.	4 うきは市浮羽町樋口自動車より、軽貨物自動車1台の寄贈を受け、浮羽消防署に配置する。
20.	7 携帯・IP電話の発信地表示通知システム（簡易型）を久留米市消防本部と共同導入し運用を開始する。
20.	7 化学防護服4体及び除染シャワー一式（増強・更新）を購入し、三井消防署に配置する。
20.	9 簡易画像探査機2機を購入し、浮羽、三潁消防署の救助工作車に配置する。
20.	10 組合構成市町議会の議決を経て、福岡県南広域消防組合の解散届出を福岡県知事あて提出し、同日付けで受理される。 福岡県南広域消防組合と久留米市消防本部との統合に伴う、久留米広域市町村圏事務組合の規約の一部を変更する申請を福岡県知事あて提出する。 久留米広域市町村圏事務組合の規約変更が許可される。 三井・浮羽・三潁消防署及び浮羽出張所の耐震補強工事が完了する。
21.	3 福岡県南広域消防組合解散

久留米広域消防本部沿革

年月	概要
21.	4 久留米広域消防本部発足 1本部4署7出張所、職員定数372名 旧久留米市消防本部と旧福岡県南広域消防組合消防本部が統合し、久留米市、小郡市、うきは市、大刀洗町、大木町の3市2町を管轄する消防本部となる。
21.	8 財)日本宝くじ協会より、消火・通報訓練指導車「けすゾウくん」の寄贈を受け、予防課に配置する。
21.	10 広報誌「久留米広域消防だより」を創刊する。
22.	6 位置情報通知システム（統合型）の運用実験に伴い、総務省より無償貸与される。救急車に映像伝送システムの導入を開始する。
22.	10 久留米市防災協会連合会より、事務連絡用車両（久防号）等の寄贈を受ける。
23.	3 東日本大震災被災地に、緊急消防援助隊として3隊11名を派遣する。
23.	10 高度救助隊が発足する。
23.	11 消防音楽隊30周年記念演奏会開催
24.	3 久留米消防署本署及び南出張所を一部改築する。（女性専用浴室、仮眠室等）
24.	4 筑後地域8消防本部による指令センター共同運用開始に向けて、「筑後地域消防通信指令事務協議会」が発足する。 防災センターに防災映像システムを新設する。
24.	8 消防本部に全国瞬時警報システム（Jアラート）を整備する。
25.	1 第59回文化財防火デーにおける消防訓練が消防庁長官・文化庁長官視察のもと、大本山善導寺で実施される。
25.	3 総務省消防庁より、緊急消防援助隊都道府県隊の後方支援活動体制の充実強化を

年月	概要
	目的として、筑後地区初の「支援車（I型）」が無償貸与される。
25. 3	㈱アサヒコーポレーション、㈱ブリヂストン久留米工場、㈱ムーンスターの3社より、消防本部防災インストラクター「スーパーラビット」の着ぐるみ受納
25. 4	南出張所に救急隊を増隊する。
25. 5	聖マリア病院設置の「高所カメラ」と消防本部庁舎を専用線で接続することにより災害現場のリアルタイムな映像が確認可能となる。 久留米消防署本署救急隊の派遣型救急ワークステーションの運用開始（久留米大学病院・聖マリア病院）
25. 6	水難救助用ボート2艇（浮羽消防署・三潴消防署）を整備する。
25. 10	東出張所の移転先用地拡張のため、用地（652㎡）を購入する。
25. 10	久留米市防災協会連合会より、消防本部防災インストラクタースーパーラビット「ミニィ」の着ぐるみの寄贈を受ける。併せて、既存のスーパーラビットを「ハリィ」と命名する。
26. 9	消防体制整備計画・長期財政計画の策定
26. 11	緊急消防援助隊九州ブロック合同訓練が久留米市にて開催される。 筑後地域消防指令センター・東出張所合同庁舎竣工
26. 12	久留米市建築協同組合等より、救急防災号受納
27. 1	久留米市ドクターカーの試験運行開始
27. 4	職員定数381名となる。
27. 5	善導寺出張所の移転（善導寺町島）のため、用地（2510.76㎡）を購入する。 久留米市が高規格救急車を受納し、久留米消防署にて運用を開始する。
27. 7	ダイハツ工業株式会社より、査察検査車（軽乗用車）受納
27. 10	重大な消防法令違反対象物の是正に取り組む特別査察隊が発足する。 南出張所救急隊の派遣型救急ワークステーションの運用開始（聖マリア病院）
27. 11	筑後地域消防指令センターの仮運用開始・東出張所移転 消防救急デジタル無線の運用開始 Web119の運用開始
27. 12	三潴消防署に資機材搬送車を新規配備する。
28. 4	筑後地域消防指令センターの本格運用開始 久留米市ドクターカー本格運行開始 三井消防署本署救急隊専従化 福岡県総務部防災危機管理局へ職員派遣（1名） 熊本地震被災地に、緊急消防援助隊として延べ28隊97名を派遣する。
28. 9	久留米市防災協会連合会より防火広報用着ぐるみ「アイリィ」受納 社会医療法人天神会より、事務連絡車受納
29. 1	善導寺出張所新庁舎竣工
29. 2	九州地区消防音楽隊フェスティバル in くるめを開催する。
29. 4	各消防署で実施していた検査事務等を消防本部予防課に一元化（事務移管）する。 防災センターをリニューアルし、体験施設の一部として地震体験車を導入する。 特別救助隊が発足する。
29. 5	嘉麻市産業物火災被災地に、福岡県消防相互応援協定に基づき、延べ26隊51名を派遣する。

年月	概要
29. 7	平成29年7月九州北部豪雨被災地に、福岡県消防相互応援協定に基づき、延べ156隊500名を派遣する。 三潞地区防災協会より、事務連絡車受納
29. 8	消防広域化推進協議会の設置
29. 9	みい農業協同組合より、事務連絡車受納
29. 11	善導寺出張所新庁舎へ移転 三潞消防署新庁舎竣工 三井・小郡地区防災協会より、広報用ミニ救急車受納
30. 3	久留米消防署に支援車Ⅲ型を新規配備する。
30. 7	平成30年7月豪雨被災地に、緊急消防援助隊として延べ7隊35名を派遣する。
31. 4	大川市消防本部と統合 1本部5署7出張所、職員定数429名 大川市消防本部との統合により、久留米市、大川市、小郡市、うきは市、大刀洗町、大木町の4市2町を管轄する消防本部となる。

平成31年度（令和元年度） 消防本部 重点施策概要

- 1 消防広域化後の的確な消防行政運営
 - (1) 消防行政運営の質の向上
 - (2) 消防体制整備計画の策定
 - (3) 長期財政推計の策定

- 2 定員管理計画の策定（職員の充足率向上に向けた取り組み）

- 3 将来を見据えた人材育成

- 4 消防指令センター構成消防本部の連携強化

- 5 大規模災害対策マニュアル策定

- 6 建築予定の大規模対象物に対する防火安全策の強化
 - (1) 消防用設備等規制又は危険物規制の指導強化
 - (2) 建築物の特異性及び危険性の把握

消防本部・消防署の事務分掌

消防本部

総務課

- (1) 総合企画及び調整に関すること。
- (2) 予算及び事業に関する事務の総括に関すること。
- (3) 公印の保管に関すること。
- (4) 文書事務の総括に関すること。
- (5) 本部に属する条例、規則及び規程等の制定改廃に関すること。
- (6) 構成自治体との連絡調整に関すること。
- (7) 本部に属する財産の管理に関すること。
- (8) 庁舎等の整備に関すること。
- (9) 本部に属する情報の公開に関すること。
- (10) 本部に属する個人情報保護に関すること。
- (11) 公益通報者保護に関すること（外部の労働者からの通報に限る。）。
- (12) 消防広報広聴の総括に関すること。
- (13) 消防年報に関すること。
- (14) 消防音楽隊に関すること。
- (15) その他各課に属さない事務に関すること。

人事研修課

- (1) 組織に関すること。
- (2) 職員の定数及び配置に関すること。
- (3) 職員の任免、分限、懲戒その他身分に関すること。
- (4) 職員の服務規律に関すること。
- (5) 職員の給与、勤務時間その他勤務条件に関すること。
- (6) 報酬、費用弁償及び旅費の基準に関すること。
- (7) 職員の能力開発及び研修計画に関すること。
- (8) 表彰に関すること。
- (9) 福岡県市町村職員共済組合に関すること。
- (10) 職員の福利厚生に関すること。
- (11) 職員の安全衛生管理に関すること。
- (12) 職員の公務災害補償に関すること。
- (13) 消防職員委員会に関すること。
- (14) 公益通報者保護に関すること（内部の職員等からの通報に限る。）。
- (15) その他人事研修事務に関すること。

予防課

- (1) 火災予防の対策に関すること。
- (2) 予防査察及び違反処理の事務に関すること。
- (3) 建築確認等の同意事務に関すること。
- (4) 危険物施設の許可及び認可等の事務に関すること。
- (5) 消防用設備等の検査及び指導に関すること。
- (6) 火災調査事務に関すること。
- (7) 危険物災害調査事務に関すること。
- (8) 火災予防に係る広報及び広聴に関すること。
- (9) 火災予防に係る調査及び統計に関すること。
- (10) 防火管理者及び防災管理者の資格認定に関すること。
- (11) 自主防災組織の育成に係る事務に関すること。
- (12) 外郭団体の育成に関すること。
- (13) 防災センターに関すること。
- (14) その他火災予防に係る事務及び予防行政の総括調整に関すること。

救急防災課

- (1) 水火災その他の災害の総合的な警防計画に関すること。
- (2) 救急、救助対策の総合企画に関すること。
- (3) 各種災害の出動計画に関すること。
- (4) 総合的な訓練及び計画に関すること。
- (5) 救急、救助その他災害の統計及び報告に関すること。

- (6) 消防の国民保護措置に関する事。
- (7) 消防相互応援協定に関する事。
- (8) 緊急消防援助隊に関する事。
- (9) 消防活動及び消防訓練の安全管理の総括に関する事。
- (10) 消防車両の安全運転管理の総括に関する事。
- (11) 消防車両及び装備に関する事。
- (12) 応急手当の普及啓発に関する事。
- (13) 医療関係機関との連絡調整に関する事。
- (14) メディカルコントロールに関する事。
- (15) その他救急、救助及び防災の事務に関する事。

情報指令課

- (1) 災害通報の受信及び出動指令に関する事。
- (2) 指令管制業務に関する事。
- (3) 消防情報の収集及び伝達に関する事。
- (4) 関係機関への災害情報の連絡及び出動要請に関する事。
- (5) 関係団体への連絡に関する事。
- (6) 消防通信施設の保安全管理及び運用に関する事。
- (7) 消防活動支援システムに関する事。
- (8) 通信情報管理の総括に関する事。
- (9) 消防信号に関する事。
- (10) 筑後地域消防通信指令事務協議会に関する事。
- (11) その他消防通信事務に関する事。

消 防 署 (各消防署共通)

警防課

- (1) 署に属する事務事業の総括及び企画調整に関する事。
- (2) 署に属する文書の管理に関する事。
- (3) 署に属する公印の保管に関する事。
- (4) 署に属する職員の配置及び勤務に関する事。
- (5) 署員の研修及び訓練計画に関する事。
- (6) 署に属する統計及び報告に関する事。
- (7) 部隊の編成及び運用に関する事。
- (8) 安全管理に関する事。
- (9) 建築確認等の同意及び危険物施設の許認可並びに消防用設備等の検査及び指導に関する事。
- (10) 消防対象物の査察及び違反処理の指導に関する事。
- (11) 液化石油ガス、旅館等の意見書の交付に関する事。
- (12) 火災の原因及び損害の調査に関する事。
- (13) 危険物災害の調査に関する事。
- (14) 火災の予防及び防火思想の普及啓発に関する事。
- (15) 外郭団体等の育成指導に関する事。
- (16) 応急手当の普及啓発に関する事。
- (17) 庁舎等の維持管理に関する事。
- (18) 各種証明に関する事。
- (19) 消防団の訓練及び指導に関する事。
- (20) 消防気象に関する事。
- (21) その他火災予防及び警防業務に関する事。

消防課

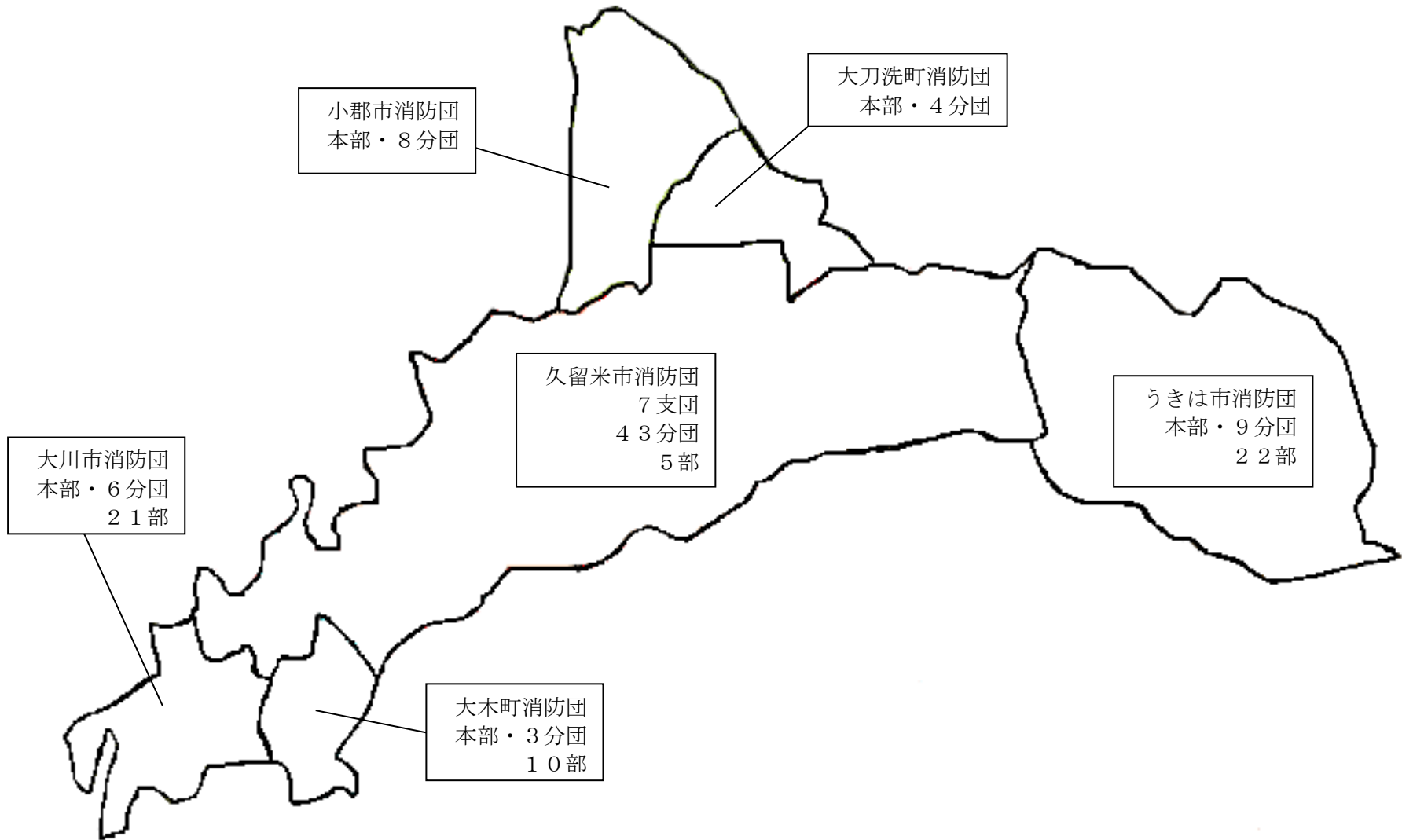
- (1) 水火災その他の災害の警戒及び防除に関する事。
- (2) 救急及び救助業務に関する事。
- (3) 警防計画に関する事。
- (4) 訓練及び演習の計画に関する事。
- (5) 消防車両及び資機材の運用管理に関する事。
- (6) 消防水利の調査に関する事。
- (7) 消防対象物及び危険物施設の査察及び指導に関する事。
- (8) 火災の原因及び損害の調査に関する事。
- (9) 危険物災害の調査に関する事。
- (10) 防火及び救急指導に関する事。
- (11) 消防団の訓練及び指導に関する事。
- (12) その他警防業務に関する事。

久留米広域消防本部管内消防団の概要

(平成31年4月1日)

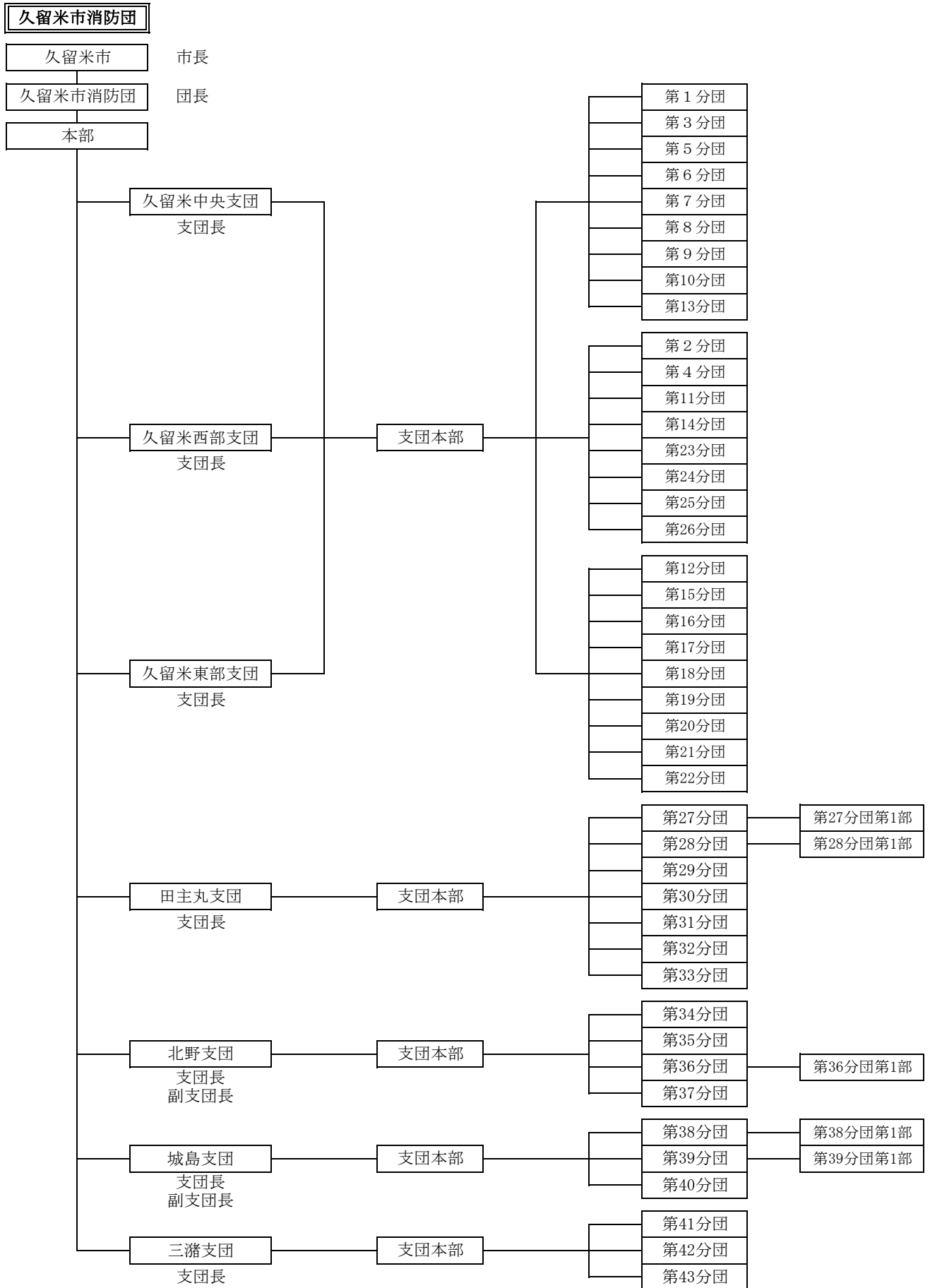
消防団名	団本部所在地	消防団長	支団	本部分団	分団	部	定員	実員
久留米市消防団	久留米市東櫛原町999番地1	水田 信行	7	/	43	5	1,587	1,489
大川市消防団	大川市大字酒見256番地1	今村 和博	/	1	6	21	339	298
小郡市消防団	小郡市小郡255番地1	田中 保夫	/	1	8	/	255	248
うきは市消防団	うきは市吉井町新治316番地	重富 辰彦	/	1	9	22	520	500
大刀洗町消防団	三井郡大刀洗町大字富多819番地	大場 雅之	/	1	4	/	90	82
大木町消防団	三潁郡大木町大字八町牟田255番地1	中島 豊記	/	/	3	10	168	163
管内総数			7	4	73	58	2,959	2,780

構成市町消防団配置図

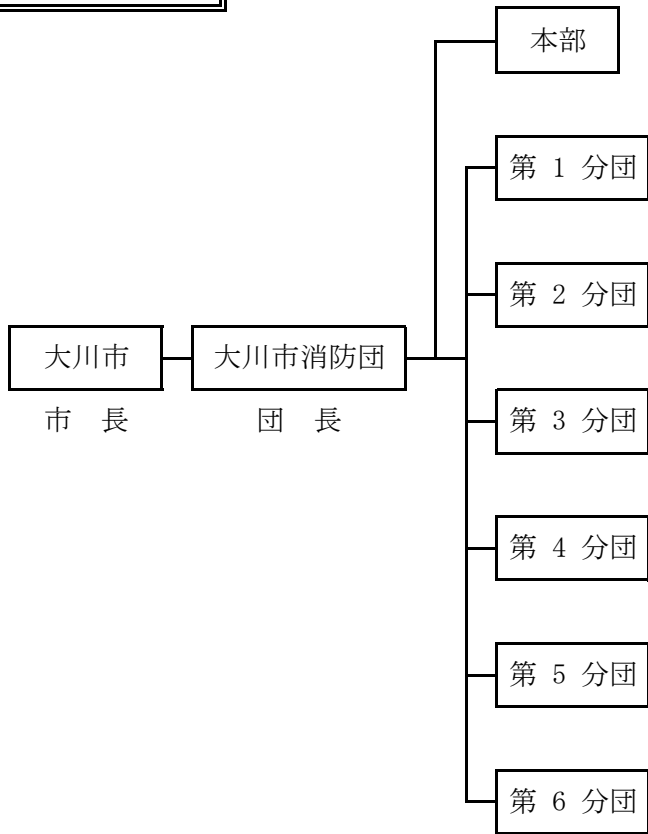


構成市町消防団組織系統図

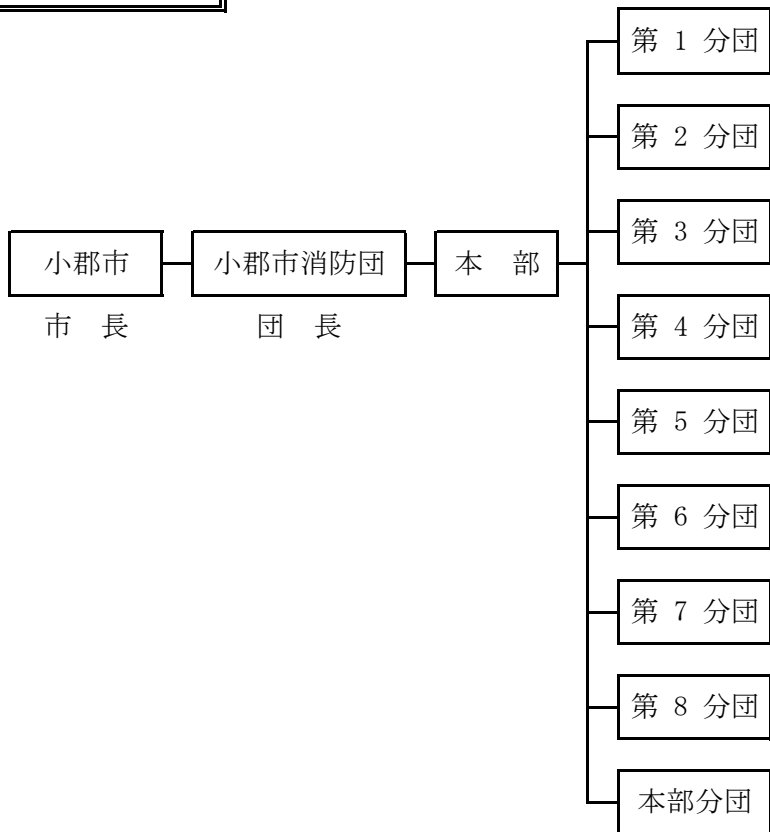
平成31年4月1日



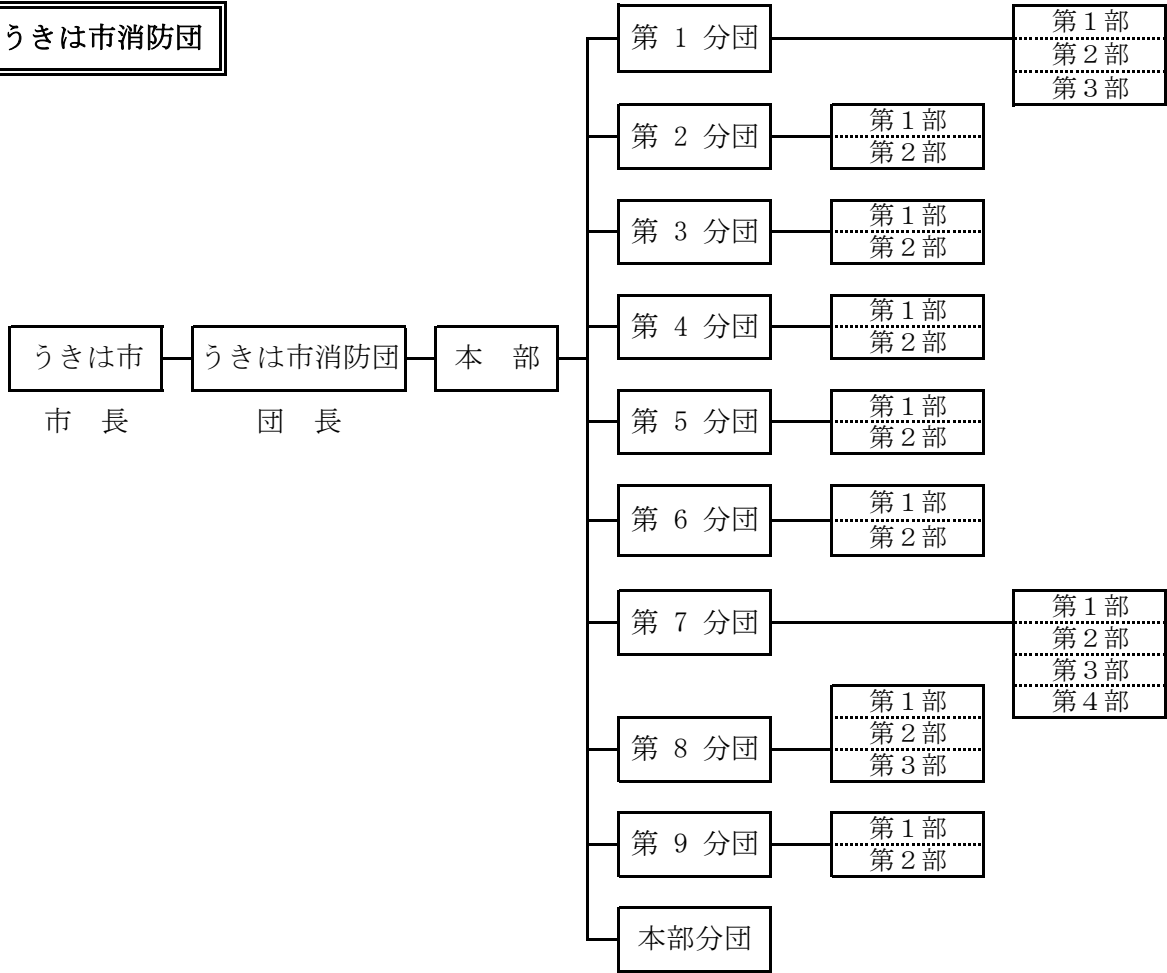
大川市消防団



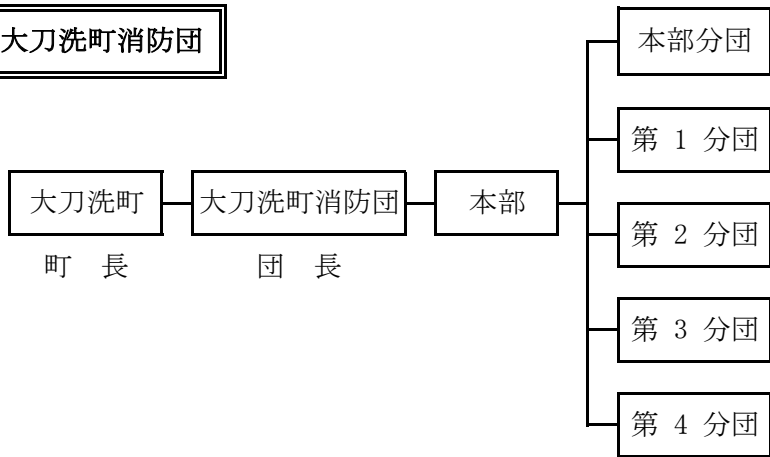
小郡市消防団



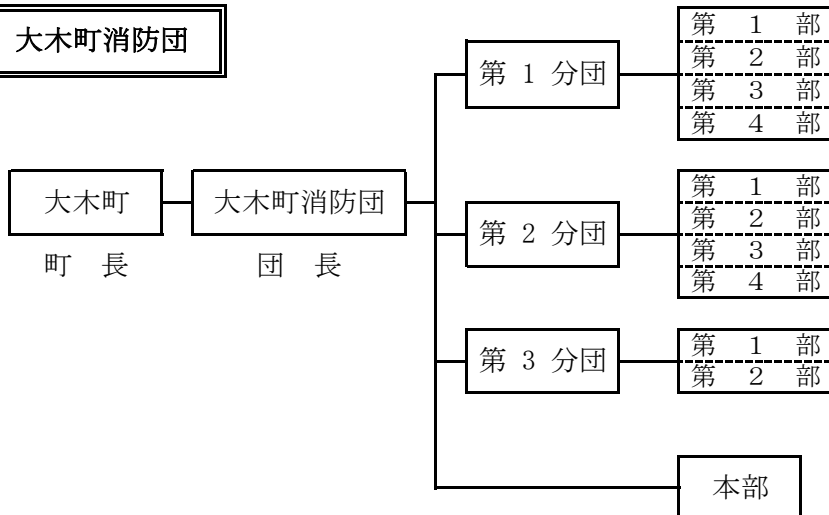
うきは市消防団



大刀洗町消防団



大木町消防団



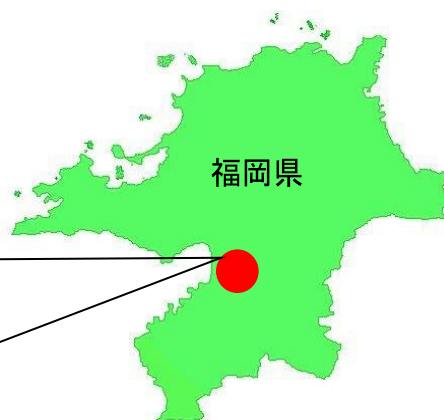
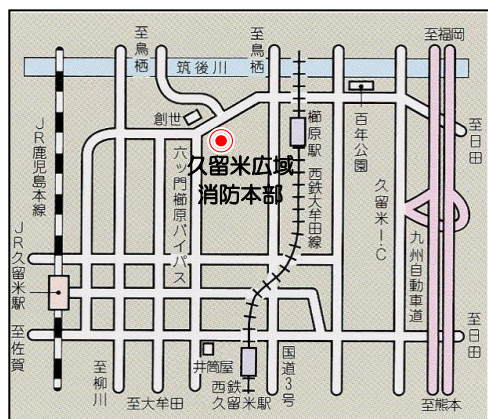


防災インストラクター

スーパー

ラビット

SUPER RABBIT



消 防 年 報

(平成30年版)

発行日	令和元年8月
発行者	久留米広域消防本部 久留米市東櫛原町999番地1 TEL 0942(38)5151
編集	久留米広域消防本部